

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部水環境対策課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	田口 陽一
事業群名	① 汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進	事業群関係課(室)	地域環境課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)										(取組項目)										
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、富栄養化対策が必要な水域については、下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。										i) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援 ii) 下水道施設の高度処理化の推進 iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全										
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)										
	汚水処理人口普及率		目標値①	/	80.5%	81.6%	82.7%	83.8%	85%	85% (H32)	・汚水処理人口普及率 下水道、浄化槽等の整備に対する支援を実施した結果、平成29年度の汚水処理人口普及率は、昨年度より0.7%改善されたものの、平成29年度の目標値の98%にとどまっている。今後は、未普及対策に必要な国予算を確保し下水道整備とともに、浄化槽整備を促進することで目標達成を目指す。									
			実績値②	77.2% (H25)	79.5%	80.2%	/	/	/	進捗状況										
		②/①	/	98%	98%	/	/	/	やや遅れ											
関連指標	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)										
	水質汚濁に係る環境基準(海域COD [※])の達成率 ※COD(化学的酸素要求量)の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標。		目標値①	/	78%	80%	82%	84%	85%	85% (H32)	・水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導の徹底等により、県内76地点中66地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域(大村湾、松浦海域及び東大川河口水域)の10地点で環境基準を超過した。今後も引き続き、汚水処理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。									
			実績値②	76% (H26)	85.5%	86.8%	/	/	/	進捗状況										
		②/①	/	109%	108%	/	/	/	順調											

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				29年度事業の成果等	中核事業			
				H28実績	H29実績	H30計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H28目標	H28実績	達成率
				H29実績	H30計画	H29目標									H29実績		
1	取組項目 i	浄化槽設置整備費	H3-	245,246	245,246	6,032	市町	市町が国の交付金を活用して実施する浄化槽設置整備事業について、19市町へ補助した。	活動指標	浄化槽整備事業実施市町数(市町)	19	18	94%	県の補助による支援で、市町の負担が減り、制度維持や上乘せ補助などの市町の積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,770基が整備された。	○		
				241,663	241,232	6,035					19	19	100%				
				282,072	281,701	6,997					20	/	/				
		水環境対策課						成果指標	浄化槽に係る汚水処理人口普及率(%)	13.8	13.7	99%					
										14.2	14	98%					
										14.5	/	/					

2	取組項目 i	長崎県汚水処理総合交付金費	H21-33	7,896	7,896	2,413	市町	農業集落排水事業1箇所に対し、事業費の5%を補助した。	活動指標	啓発活動市町数(市町)	5	7	140%	農業集落排水事業の着手により、汚水処理整備の進捗が図られた。
				5,101	5,101	2,414			5	10	200%			
				—	—	—			—	—	—			
		成果指標	汚水処理人口普及率(%)	80.5	79.5	98%	81.6	80.2	98%					
		水環境対策課		11,410	11,410	2,399				82.7				
3	取組項目 ii	(特)大村湾南部流域下水道事業(公共)	H5-42	67,925	0	—	大村湾流域	大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事を施工した。また、計画的な改築更新を行うためのストックマネジメント計画を策定した。	活動指標	協議会等開催回数(回)	5	5	100%	高度処理化工事の進捗が図られた。また、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新ができるようになった。
				290,545	0	—			5	5	100%			
				805,000	0	—			5	5	100%			
		成果指標	放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%	100	100	100%					
		水環境対策課												
4		環境監視測定費(水質)	S46-	23,113	23,113	5,243	公共用水域	水質測定計画に基づき、県下の45水域95地点(河川37水域38地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。	活動指標	公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95	95	100%	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。
				22,973	22,973	4,844			95	95	100%			
				24,337	24,337	5,197			95	95	100%			
		成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	100	100	100%					
		地域環境課												
5	取組項目 iii	工場監視指導費(水質)	S46-	2,067	2,067	3,629	水質汚濁防止法特定施設等	特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。	活動指標	立入件数(件)	1,296	1,620	125%	水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、立入検査を行い、法・条例に違反し又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し公共用水域の保全を図った。
				2,159	2,159	3,229			1,247	1,571	125%			
				2,650	2,650	2,798			1,225	1,225	100%			
		成果指標	排水基準の遵守率(%)	100	98	98%	100	97	97%					
		地域環境課												
6		生活排水対策活動促進事業	(H29終了)H12-29	2,654	2,654	1,613	生活排水	生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水対策重点地域の指定を受けた自治体(5市)が行う住民への啓発・普及事業への支援を行った。	活動指標	生活排水対策重点地域への県費補助金(市)	5	5	100%	自治体を実施した生活排水の普及・啓発活動を通じて地域住民の意識の向上を図った。
				2,597	2,597	1,609			5	5	100%			
		成果指標	補助対象水域の環境基準(COD)達成率(%)	100	100	100%	100	100	100%					
		地域環境課												

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 下水道、浄化槽の整備に対する支援

- ・これまで、関係市町の訪問や担当者会議等で、浄化槽設置整備の促進を求めてきたが、浄化槽普及率は目標に達していない。
- ・浄化槽設置整備は、個人負担が多額になることから、国補助や県補助の他に市町単独の助成制度も設けるなど整備を促進しているが、個人が浄化槽を設置する機会は、住宅の新築や改築時が大半を占めることから、計画的な整備が進まず個人設置型浄化槽での整備に限界がある。
- ・このため、平成30年度予算で市町が事業主体となって計画的な整備が可能な市町村設置型浄化槽への補助拡充を行った。
- ・今後、下水道未普及の市町を中心に浄化槽普及を図る必要があることから、市町村設置型浄化槽の導入を推進して汚水処理人口普及率の向上を図る。
- ・県汚水処理総合交付金は、平成29年度までに新規着手した事業に対し5年間補助する制度であるため、平成33年度をもって廃止する。

ii) 下水道施設の高度処理化の推進

大村湾南部浄化センターの高度処理化工事を進めている。国からの交付金を確保し、事業の進捗を図る必要がある。

iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

・水質汚濁防止法に基づき、県下の45水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、平成29年度は河川では3地点、海域においては10地点で環境基準を超過した。今後とも、公共用水域の水質汚濁状況について把握を行い、汚水処理施設の計画的な普及拡大等を図る必要がある。
 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、13件の違反があり改善指導を行った。いまだに排水基準超過事例が発見されており、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで水質検査による監視は重要である。
 ・生活排水対策の必要性については、自治体が行う普及・啓発事業を通じ、一定の理解が得られ、下水道や浄化槽の導入等につながるなど、一定の成果は得られている。

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	浄化槽設置整備費	市町が主体となって整備・管理する市町村設置型浄化槽への補助を拡充した。	⑤	さらなる普及促進に向け、引き続き、個人設置型浄化槽の整備を図るとともに、市町村設置型浄化槽の導入に向け、平成30年度から市町を個別訪問し、導入にあたっての諸課題についての解決策の提案を行っている。31年度事業の実施に向けた方向性については、30年度の取り組み結果を踏まえて検討する予定。	現状維持
2	取組項目 ii	長崎県汚水処理総合交付金	－	－	平成29年度までに新規着手した事業に対して5年間補助する制度であるため、平成33年度をもって廃止予定。	現状維持
4	取組項目 iii	環境監視測定費(水質)	・水生生物及びその生育又は生育環境を保全する目的として環境基準が設定された亜鉛・ノニルフェノール・LASIに関して、県内の水域(海域・河川)における情報が必要となっていることから、まずは河川の水質調査を開始することとした。 ・測定地点や測定回数の見直しについては平成30年度に行う予定であったが、平成29年度に、蓄積した過去の水質データなどの評価を行い、見直しを実施した。	－	・水生生物保全環境基準の類型指定のために、水質調査及び水生生物調査を行う。 ・県の事務として公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握しているが、これまでの測定結果を基に環境審議会において検討し、測定地点や測定頻度等の見直しを行っていく。	改善
5		工場監視指導費(水質)	－	－	一部の工場・事業場で排出基準の違反があっており、排水基準違反を未然に防止するため、過去に違反が認められた工場・事業場を重点的に排出水の基準適合状況を確認していく。	改善

注:「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点